

札幌中央基署発 0130 第5号
札幌東基署発 0130 第1号
令和8年1月30日

関係団体各位

札幌中央労働基準監督署長
(公印省略)
札幌東労働基準監督署長
(公印省略)

第2回化学物質管理強調月間の実施について(協力依頼)

労働基準行政の運営につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、令和4、5年の労働安全衛生法令の改正に伴い、国が行う化学品の危険性・有害性の分類(GHS分類)で危険性・有害性が区分されている物質全てを対象として、事業者が危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき、ばく露防止のために講ずべき措置を事業者自らが適切に選択、実施すること(自律的管理)を基軸とする新たな規制が導入され、令和6年4月から施行されました。

これに伴い、対策を講ずべき事業場の範囲が、従来の製造業中心から第三次産業を含めた幅広い業種に拡大し、化学物質管理の知見がかならずしも十分でない第三次産業の事業場等も含め、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が必要であることから、本年も別添の「第2回化学物質管理強調月間実施要綱」に基づき、

「慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方」

をスローガンとし、「化学物質管理強調月間」を全国一斉に展開することとなりました。

つきましては、この月間の趣旨を御理解いただき、本月間を効果的に実施することで各事業場における危険・有害な化学物質の管理に関する意識の高揚が図られるよう、貴団体傘下会員への周知・啓発について特段の御協力をお願い申し上げます。

《担当》

札幌中央労働基準監督署 安全衛生課

電話 011-737-1192

札幌東労働基準監督署 安全衛生課

電話 011-894-2816

～慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方～

2月は 化学物質管理強調月間 です！

厚生労働省では、広く一般に職場における危険・有害な化学物質の管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理の定着を図るため、「第2回化学物質管理強調月間」



（期間：令和8年2月1日から2月28日）を実施します。

本月間を契機として、化学物質を製造又は取り扱う事業場において、化学物質に関する危険有害性等の確認や健康障害防止対策の徹底など、化学物質管理活動に積極的に取り組みましょう。

1 化学物質管理強調月間 実施要綱 について

本月間において、事業場において取り組む事項等を「化学物質管理強調月間実施要綱」で定めています。詳しくは同要綱をご覧ください。



【主な取組事項】

- 1 化学物質管理者の選任、化学物質管理者の氏名の掲示等労働者への周知、化学物質管理者と産業医、衛生管理者等との連携
- 2 化学物質の安全データシート（SDS）等による危険有害性等の確認
- 3 ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施、その結果に基づくばく露低減措置等の実施
- 4 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底
- 5 スローガンの掲示、化学物質管理に関する講習会や化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施 など

実施要綱はこちら→
(北海道労働局HP)



厚生労働省北海道労働局

2 化学物質管理に関する自主点検表をご活用ください

本月間の実施に当たり、事業場での化学物質の管理事項に関する自主点検表を作成しましたので、ご活用ください。(北海道労働局HPへ)

なお、点検結果により、改善が必要な事項については、改善のための取組をお願いします。

自主点検ダウンロード



3 化学物質管理に関するオンラインセミナーのご案内

化学物質管理に関する理解を深めていただくため、オンラインセミナーを開催します。ぜひご参加ください。

日 時：令和8年2月24日（火）

14：00～15：30

内 容：化学物質管理の自律的管理セミナー

参加方法等：参加無料、オンラインでの実施、定員300名（先着順）

お申し込みは1月初旬頃開始予定です

(北海道産業保健総合支援センターのHP)



4 化学物質管理に関するウェブサイトをご活用ください。

参考となる以下のウェブサイト等をご活用ください。

- ◆ 厚生労働省 化学物質関連ページ
(研修動画等もご用意しています。)



- ◆ 厚生労働省 職場の安全サイト 化学物質関係ページ



- ◆ 労働者健康安全機構 ケミサポ



第2回化学物質管理強調月間実施要綱

1. 趣旨

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる。また、化学物質による休業4日以上¹の労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）のうち、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）等の特別規則による規制の対象となっていない物質に起因するものが多数を占めている。

これらを踏まえ、特別規則による規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充を前提として、事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入したところである。

こうした規制の対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は順次拡大され、令和8年4月から約2,900物質が規制対象となるが、これに伴い、対策を講ずべき事業場の範囲が、第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大する。また、令和7年5月14日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律が公布され、危険性・有害性情報の通知義務（SDSの交付等の義務）に罰則を設けること（公布後5年以内に施行）や、個人ばく露測定を作業環境測定として位置づけ、作業環境測定士による実施を義務づけること（令和8年10月施行）等も新たに規定されている。

業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造、取扱い等を行う全ての事業場において、化学物質管理者を選任し、化学物質を管理していく必要がある。第三次産業の事業場や中小零細事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が重要となる。

また、国際的には、「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）—化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」（第5回国際化学物質管理会議採択）において、多様な分野（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）における多様な主体（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学术界等）によるライフサイクル（製造から製品への使用等を経て廃棄まで）を通じた化学物質管理が求められていることから、国内の化学物質管理において関係省庁が連携し相乗効果を高めていくことが必要である。

このような背景を踏まえ、厚生労働省は、経済産業省、環境省等の関係行政機関、災害防止団体等安全衛生関係団体、労働団体や事業者団体等の幅広い協力を得て、第2回化学物質管理強調月間を、以下のスローガンの下で展開することに

より、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることとする。

慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方

2. 期間

令和8年2月1日から2月28日までとする。

3. 実施体制

(1) 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

(2) 協力連携者

経済産業省、環境省

(3) 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

(4) 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

(5) 実施者

各事業者

4. 実施事項

(1) 主唱者・協力連携者・協賛者

(ア) 化学物質管理に係る啓発

化学物質管理の知見が十分でない第三次産業や中小零細事業場を重点として、化学物質管理を広く浸透させることを目的とした周知啓発活動の実施

(イ) 化学物質に関する説明会等の開催

化学物質に関する法令や対策等に係る、化学物質管理に取り組む事業者向けの説明会等の開催

(ウ) 化学物質アドバイザー等を活用した普及啓発

(エ) 化学物質管理に係る広報資料等の作成、配布

(オ) 雑誌等を通じた広報

(カ) 事業者の実施事項についての指導援助

(キ) その他「化学物質管理強調月間」にふさわしい行事等の実施

(ク) (ア)～(キ)の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力の依頼

(2) 実施者

職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図るため、化学物質管理者による化学物質管理の徹底等、化学物質管理体制の構築を最重点事項とし、事業者及び労働者が連携・協力して、次の事項を実施する。

① 下記の重点事項について、日常の化学物質管理の総点検を行う。

(ア) リスクアセスメント対象物を製造又は取り扱う際の化学物質管理者の選任、職務権限の付与、化学物質管理者の氏名の掲示等労働者への周知、化学物質管理者と総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等との連携

(イ) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート（以下「SDS」という。）等による危険有害性等の確認

(ウ) ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施、リスクアセスメントの結果に基づくばく露低減措置の実施等

- a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・SDS交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS交付等の状況の確認
- b SDS等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施
- c リスクアセスメントの実施にあたって、業種別・作業別の化学物質管理マニュアル（建設業、ビルメンテナンス業、食料品製造業など）の活用
- d 化学物質の自律的な管理の実施状況について衛生委員会での調査審議
- e ばく露低減措置の内容や労働者のばく露の状況について、労働者の意見を聞く機会を設けるとともに、記録の作成・保存
- f ラベル・SDSの内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
- g 皮膚接触や眼への飛散による葉傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具の使用や汚染時の洗浄を含む化学物質の取扱上の注意事項の確認
- h 労働者に保護具を使用させる場合における、保護具着用管理責任者の選任、職務権限の付与、保護具着用管理責任者の氏名の掲示等労働者への周知
- i 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であるこ

とを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進

j 濃度基準値設定物質のリスクアセスメントにおいて、ばく露濃度が高いと見積もられた場合に個人ばく露測定によるばく露濃度の確認の実施

k 特殊健康診断等、必要な場合のリスクアセスメント対象物健康診断による健康管理の徹底

l 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底

m 金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の徹底

(エ) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底

② 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視

③ スローガン等の掲示

④ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

⑤ 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施



換気をせずに
トイレ清掃中に
洗浄剤を使って
フッ化水素中毒に



施設の壁清掃に
原液のままカビ取り用洗剤を
使って呼吸困難に

あなたの職場にいますか？

化学物質管理者



殺虫剤が散布作業中に
不十分な保護具で体に付着し
有機リン中毒に



美容院で毛染め剤を素手で
使って皮膚にかぶれ

慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方

2

月は化学物質管理強調月間

関連情報は
特設サイトへ



労働安全衛生関係法令の改正により、
令和6年4月から業種・事業規模を問わず、
化学物質管理者の選任やリスクアセスメント等に
基づく適切な管理等が義務づけられています。



化学物質の自律的な管理に関する自主点検表



✓ が見つからない場合は、解説やリンク先の情報等を参照して確認をしましょう。


①事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント（R A）対象物であるかを把握していますか。

解説 ○化学物質を化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも「製造」に該当します。
○令和7年4月1日、令和8年4月1日時点のR A対象物は[こちらのリスト](#)をご覧ください。
○令和9年4月1日に約150物質が追加される予定です。追加物質については、[こちらのリスト](#)をご確認ください。

R7,R8追加分  R9追加分 




②化学物質管理者を選任していますか。

解説 ○R A対象物の製造・取扱事業場等において化学物質管理者を選任することが義務となっています。化学物質管理者は、化学物質の自律的な管理のキーパーソンです。
○化学物質管理者の選任については、以下のQ&AのNo.2-1-1～2-1-10をご確認ください。
[化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A](#)




③R Aを実施していますか。

解説 ○リスクアセスメントとは、作業による労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することです。
○厚生労働省では、R Aの実施を支援するため業種別マニュアルの作成を進めています。次のマニュアルに従ってR Aを実施した場合は、右上の□に✓をつけてください。
・業種・作業別マニュアル
・建設業における化学物質取り扱い作業におけるリスク管理マニュアル
(参考) [Q1-1 なぜリスクアセスメントを行わなければならないのか。](#)
[Q1-2 リスクアセスメントはどのような手順で実施するのか。](#)

業種・作業別マニュアル (業種・作業別) (建設業) 参考   


④R Aの結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。

解説 ○法令に講ずべき措置が定められている場合は、リスクアセスメントの結果に関わらず、定められた措置を必ず実施しなければなりません。
○③のマニュアルで定められたリスク低減措置を行った場合は、右上の□に✓をつけてください。
(参考) [Q12-1 リスクアセスメント実施後のリスク低減措置の実施は義務か。](#)
[Q12-2 リスクを低減するためにはどのような措置を講ずるべきか。](#)




⑤安全データシート（S D S）とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。

解説 ○化学物質を取り扱う労働者が常時S D Sを確認できるよう周知するほか、労働者に教育や周知を行う必要があります。
(参考) [Q15-1 入手したSDSを労働者に周知しなければならないか。](#)
[Q15-2 ラベルやSDSの記載内容を労働者に教育する義務はあるか。](#)




⑥（保護具を使用している場合）保護具着用管理責任者を選任していますか。

解説 ○保護具着用管理責任者の選任については、以下のQ&AのNo.2-2-1～2-2-3をご確認ください。
[化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A](#)



⑦（化学物質の譲渡・提供を行っている場合）ラベル表示を行い、S D S等による通知を行っていますか。

解説 ○化学物質を譲渡又は提供する者は、相手方にS D Sの交付等により危険有害性等を通知する必要があります。
(参考) [Q13-1 SDSはいつ交付しなければならないのか。](#)
[Q13-2 ホームページでSDSを提供しても良いか。](#)





まずはホームページで必要な対応をチェック!

ケミガイド

検索

<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>



※記載の製品において、規制対象となるのはリスクアセスメント対象物の場合です。



化学物質の 自律的管理セミナー

～あなたの職場での自律的管理対応のポイント～

この講習会では、化学物質管理の専門家により、令和6年度より施行された化学物質規制の自律的管理に対応するための具体的な進め方などについてお伝えします。

法令準拠から自律的管理への転換をスムーズに行い、実践するための新しい視点とツールを手に入れましょう！

2026年 2月24日(火) 14:00～15:30

開催方法：Zoomウェビナー【定員300名（先着順）】

事前登録が必要です(どなたでも参加できます)

(本セミナーは産業医などの認定単位の付与はありません)

受講無料



セミナー講師

相澤 和幸

オキュペイショナルハイジニスト

公益財団法人 北海道労働保健管理協会
産業保健部

johas

北海道産業保健総合支援センター

参加ご希望の
方は

右記URLからアクセスし事前登録をお願いします

参加される方は「オンラインセミナーご利用にあたって」を必ずご確認ください

主催：北海道産業保健総合支援センター 共催：北海道労働局